

交渉団体の権能等について

1 「交渉団体」の権能

※先例「217 所属議員4人以上の会派を交渉団体とする。」

	権能の内容	根拠	根拠規定の抜粋等
(1)	議会運営委員会の構成員となること。	先例182	「議会運営委員会は、各交渉団体である会派に所属する議員をもって構成し、(略)」
(2)	代表質問を行うこと。	先例101	「(略)、代表質問は、原則として、各交渉団体1人とする。」
(3)	予算委員会の理事に選任されること。	予算委員会 要綱第6条	「理事は、各交渉団体から1人を、(略)議運委員長の指名により選任する。」
(4)	選挙の立会人となること。	先例77	「選挙の立会人は、各交渉団体1人とする。」
(5)	会議録署名議員となること。	先例152	「会議録署名議員は、各交渉団体1人とし、(略)」

2 「所属議員数4人以上の会派から選出する議員」を構成員とする協議等の場

※会議規則第113条の2第1項で定める別表より抜粋

	名 称	目 的
(1)	団長会（正副団長会を含む。）	議会運営等に関し会派間の意見調整等を行うこと。
(2)	団長協議会(正副団長協議会を含む。)	一般選挙後、団長会が設置されるまでの間、議会運営等に関し会派間の意見調整等を行うこと。
(3)	世話人会	一般選挙後、議会運営委員会が設置されるまでの間、議会運営等に関し協議等を行うこと。
(4)	議運世話人会委員	一般選挙後、議会運営委員選任までの間、会派間の意見調整等を行うこと。
(5)	開かれた議会づくりのための 広報委員会	議会広報に関し協議を行うこと。
(6)	議会改革検討会議	議会改革に関し協議等を行うこと。
(7)	議会災害等対策会議	災害等に関する情報を収集し、及び伝達し、並びに災害等応急対策に関し協議等を行うこと。